

# 霧島市自殺対策計画(案)



いのち  
支える

いのち支えあう きりしま

～誰も自殺に追い込まれることのない霧島市を目指して～

2020年 月 霧島市



# 目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	3
5	計画の数値目標	3
第 2 章	本市の自殺の現状	4
1	自殺者数・自殺死亡率の推移	4
2	性・年代別自殺者数と自殺死亡率	5
3	職業別自殺者数と自殺死亡率	7
4	原因・動機別の状況	8
5	同居人の有無別自殺者数	10
6	本市における自殺の特徴	10
第 3 章	自殺対策の基本方針	13
1	生きることの包括的な支援として推進	13
2	関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進	13
3	対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	14
4	実践と啓発を両輪として推進	15
5	関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	15
第 4 章	施策の体系	16
第 5 章	基本施策	17
1	地域におけるネットワークの強化	17
2	自殺対策を支える人材の育成	18
3	市民への啓発と周知	18
4	生きることの促進要因への支援	19
5	児童生徒の SOS の出し方に関する教育	20

第 6 章 重点施策 .....	21
1 高齢者に対する取組 .....	21
2 生活困窮者に対する取組 .....	22
3 勤務・経営に関わる自殺対策の推進 .....	23
第 7 章 計画の推進 .....	24
1 計画の推進体制 .....	24
2 計画の進行管理 .....	24
資料編 .....	25
◎ 自殺対策基本法(抜粋) .....	25
◎ 霧島市健康・生きがいづくり推進協議会設置条例 .....	27
◎ 霧島市健康・生きがいづくり推進における各種委員会の設置に関する要綱 .....	29
◎ 生きることの包括的支援事業一覧 .....	31

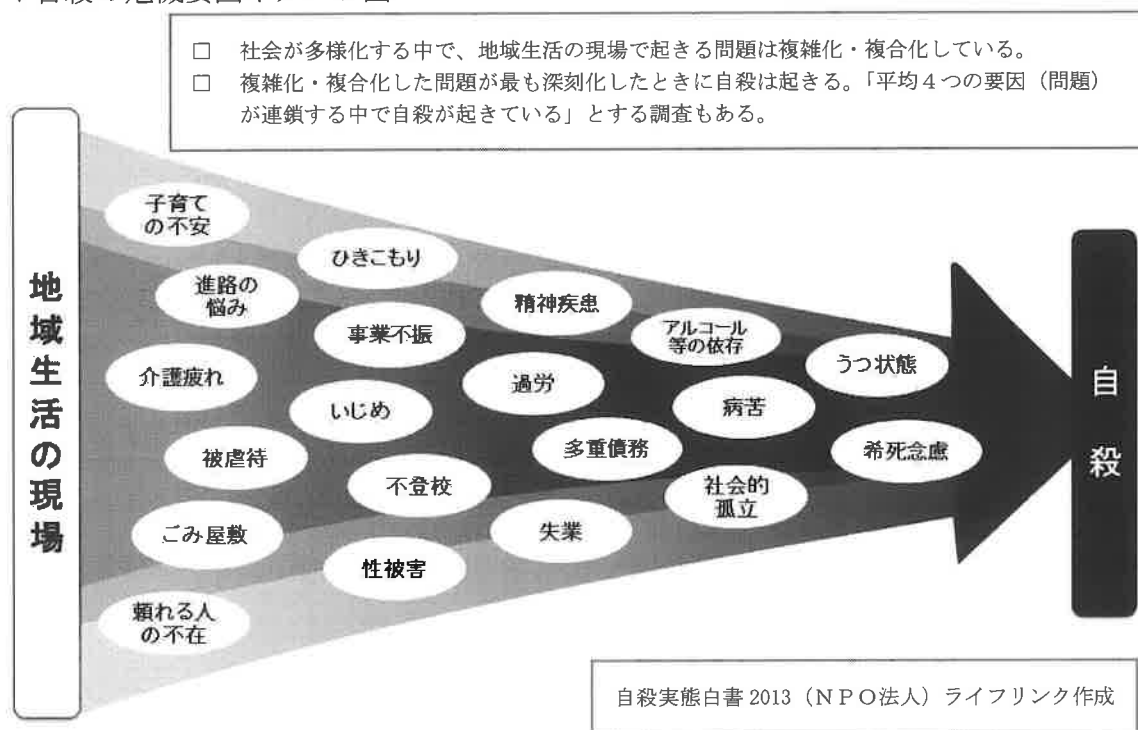
# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺にいたる心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ること、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は平成10年に急増し、年間3万人を超える状況が続いていました。このような中、平成18年10月に「自殺対策基本法」<sup>注1</sup>（以下「基本法」という。）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と認識されるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策を更に強化するため基本法が改正<sup>注2</sup>され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

### ▼自殺の危機要因イメージ図



注1 自殺対策基本法 平成18年6月21日法律第85号 平成18(2006)6月21日に交付、同年10月28日に施行。

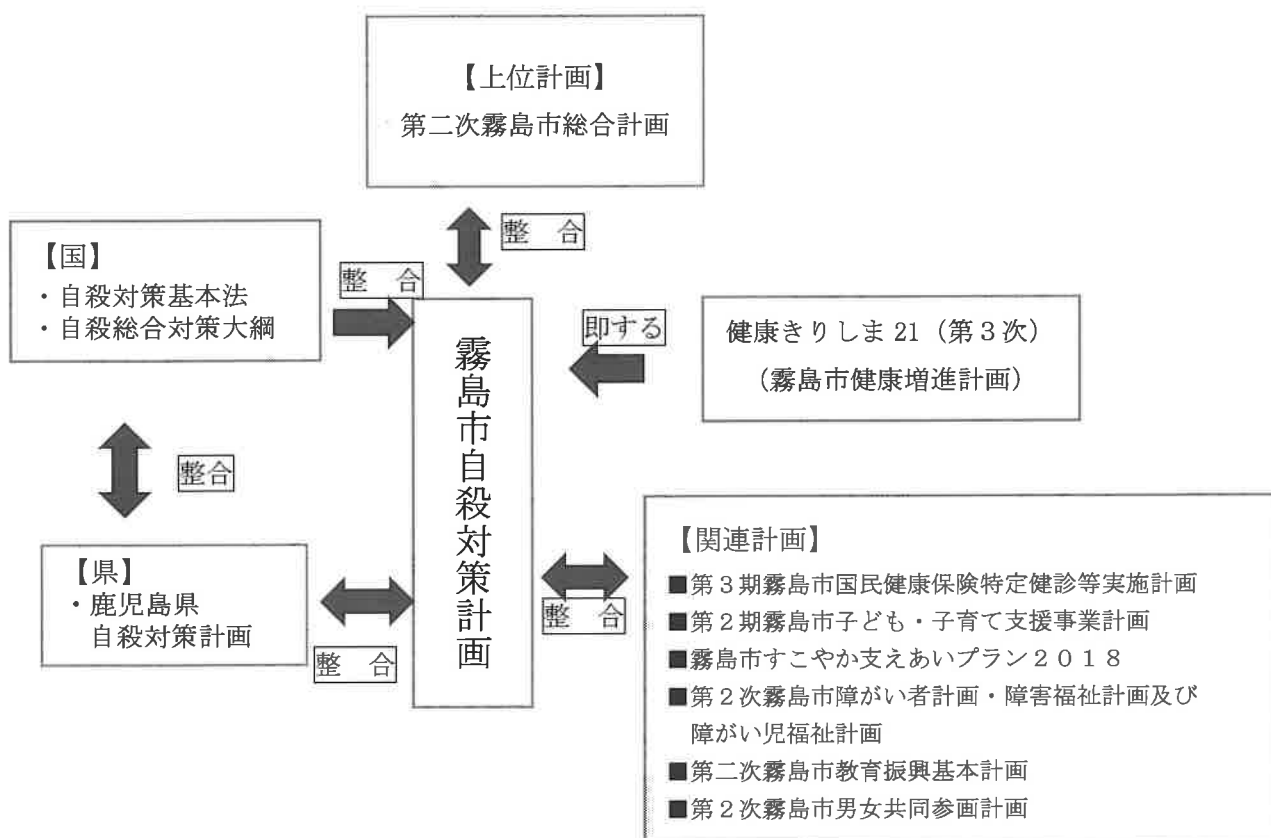
注2 自殺対策基本法改正 平成28(2016)年3月22日、衆議院本会議で可決、成立。同年4月1日施行。

## 2 計画策定の趣旨

基本法において、全ての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられることになった<sup>注3</sup>ことから、全庁的な取組として総合的な自殺対策を推進するため、「霧島市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない霧島市を目指して～」を策定しました。

## 3 計画の位置づけ

本市の行政運営における最上位計画である「第二次霧島市総合計画」に掲げる基本政策「やさしさ」のうち「健康づくりの推進と医療体制の充実」における個別計画として位置づけるとともに、健康増進計画（「健康きりしま21（第3次）」）や、本市関連計画等との整合性を図ります。



注3 自殺対策基本法 第13条第2項「市町村は、自殺総合対策大綱<sup>注4</sup>及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村における自殺対策についての計画を定めるものとする。」

注4 自殺総合対策大綱 政府が推進すべき自殺対策の指針。平成19年に初策定され、自殺対策基本法の改正に伴い、平成29年7月に新たな大綱が閣議決定された。

## 4 計画の期間

計画の期間は、本市の最上位計画である「第二次霧島市総合計画」及び「健康きりしま21(第3次)」の計画期間に合わせ、令和4(2022)年度までとします。

ただし、取組の進捗状況、国・県の動向や自殺の実態、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 5 計画の数値目標

国は、平成29年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において令和8(2026)年までに、自殺死亡率<sup>注5</sup>を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

本計画では、国の目標値に準じて、国の方針を踏まえ、本市における目標値として、自殺死亡率を令和4(2022)年度に14.1(人数は約18人)から国の目標の最終年度となる令和8(2026)年度までに、11.4(人数は約14人)以下とします。

### ▼ 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)数値目標

	現状値 平成27(2015)年度	目標値 令和4(2022)年度	目標値 令和8(2026)年度
自殺死亡率	16.4	14.1	11.4以下
人数(人)	21	18	14以下

注5 自殺死亡率 人口10万人当たりの自殺による死亡数。

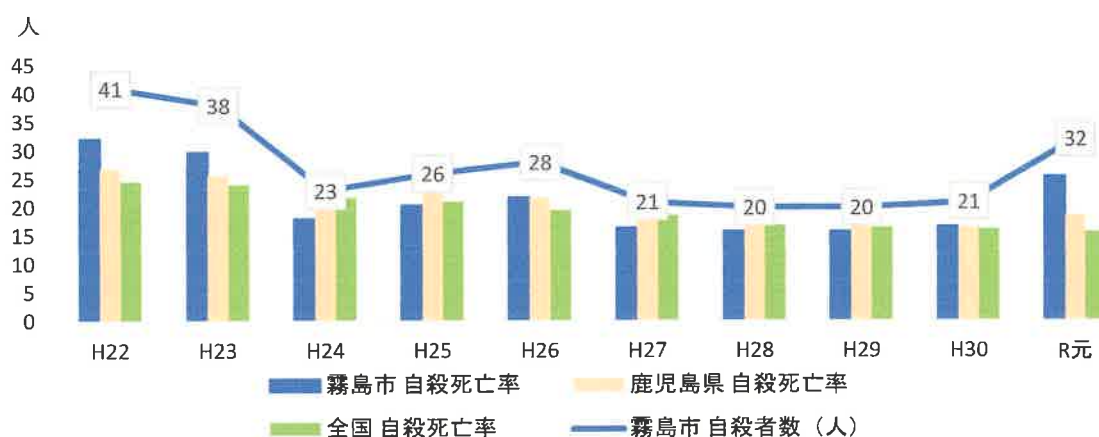
## 第2章 本市の自殺の現状

### 1 自殺者数・自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は平成22(2010)年の41人から減少傾向で、平成27(2015)年から平成30(2018)年にかけては20人前後を推移していましたが、令和元(2019)年の自殺者数は急激に増加し、自殺死亡率は国・県より高い状況となっています。

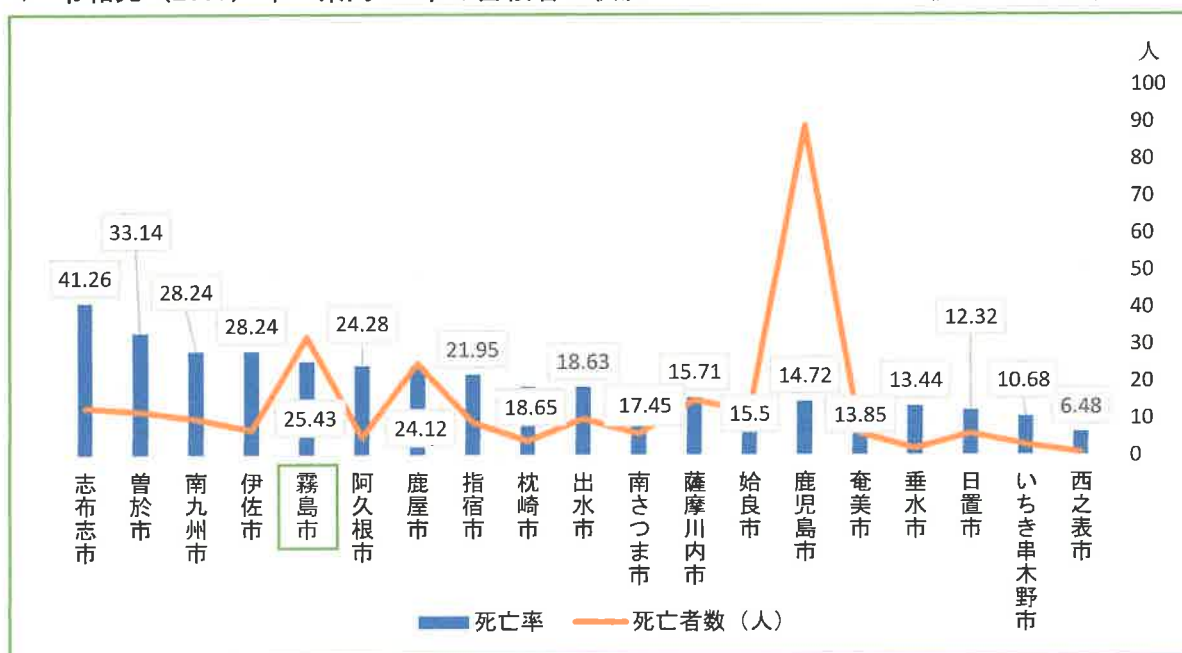
また、令和元(2019)年の本市の自殺死亡率は25.4で、県内19市のうち、高いほうから5番目で、死亡者数は2番目です。

#### ▼ 本市における自殺者数の推移 (H22～R元)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### ▼ 令和元(2019)年 県内19市の自殺者の状況 (人口10万対)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



## 2 性・年代別自殺者数と自殺死亡率

平成22年から令和元年の10年間において、「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省作成）」から自殺者数を合計で見ると、全国・県と同様に、男性の方の割合が高く、男性は67.5%、女性は32.5%となっています。

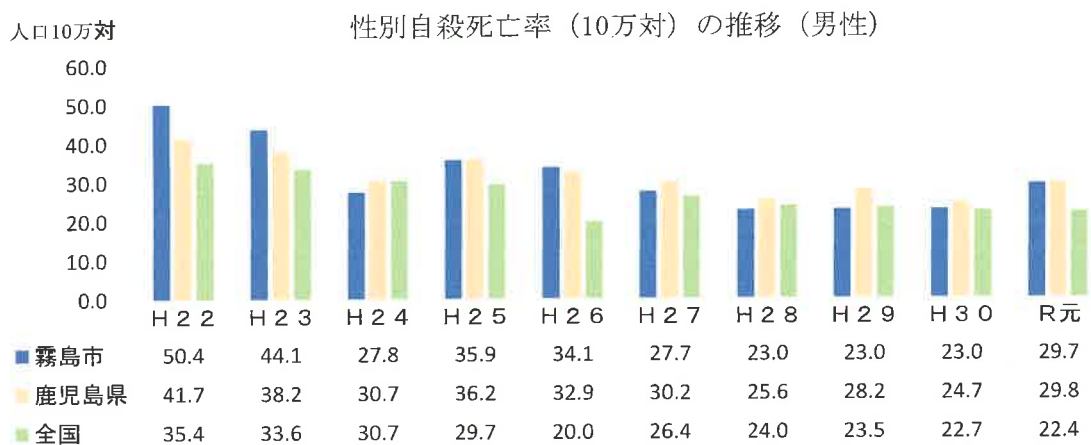
また、男女の割合を国や県と比較すると、女性の割合が、県が27.3、国が30.8%で、本市は32.5%でやや高くなっています。

### ▼ 性別自殺者数の割合（H22～R元年平均）



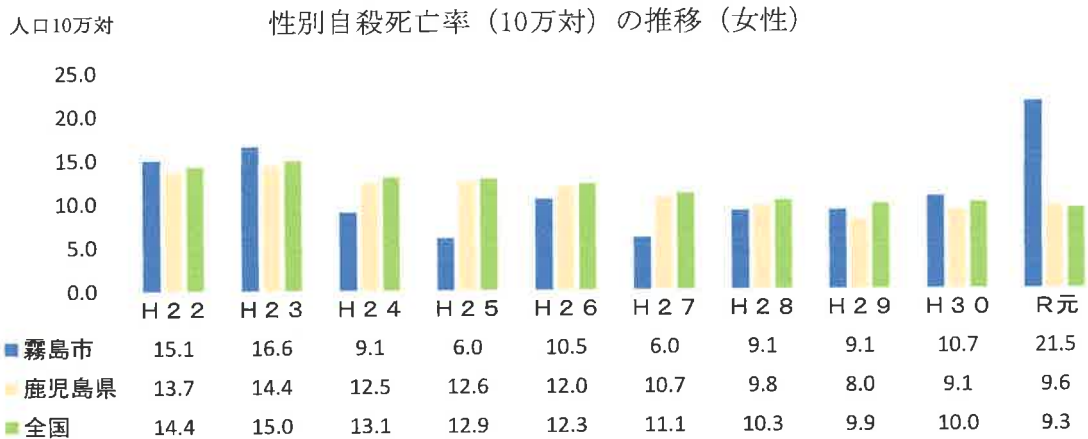
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### ▼ 性別自殺死亡率の推移（H22～R元）



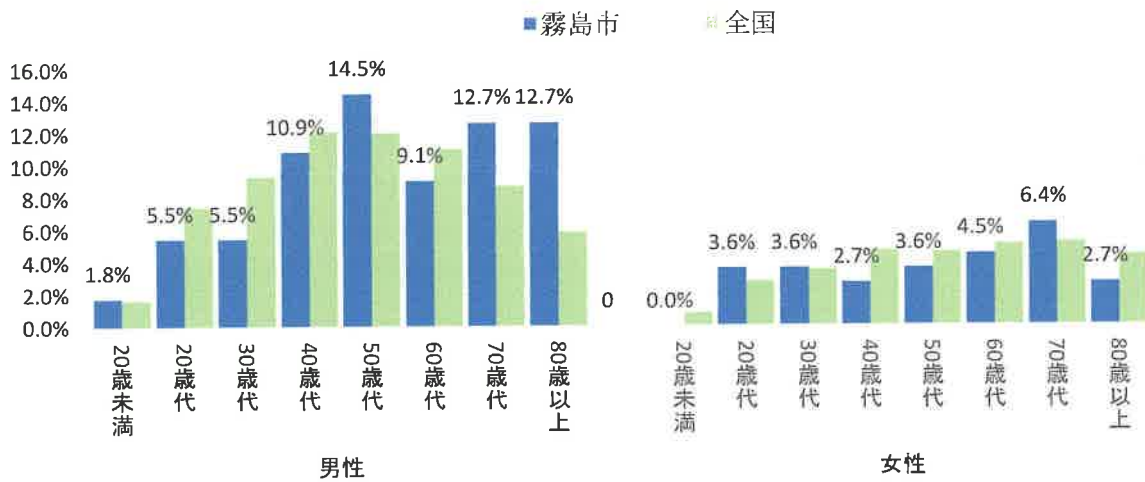
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

▼ 性別自殺死亡率の推移（H22～R元）



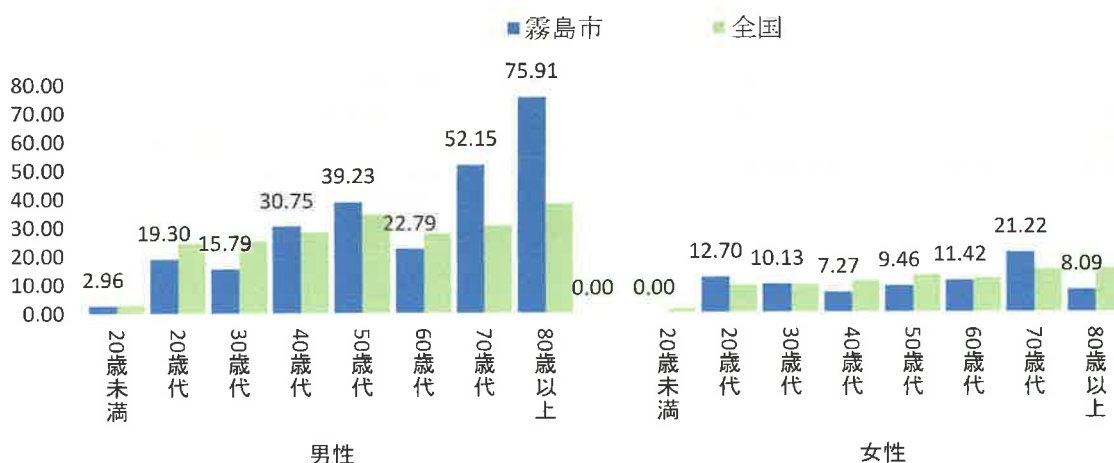
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

▼ 性・年代別の自殺者割合（H26～H30年平均）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

▼ 性・年代別の自殺死亡率（10万対）（H26～H30年）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

3 職業別自殺者数と自殺死亡率

平成24年から令和元年の8年間において、「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省作成）」から職業別で見ると、「無職者」と「その他の無職者」を合わせると、本市は57%、県と国が62%となっています。また、「被雇用者・勤め人」の割合については、本市が34%で県や国と比較すると、高くなっています。

▼ 職業別自殺者数の内訳（H24～R元合計）

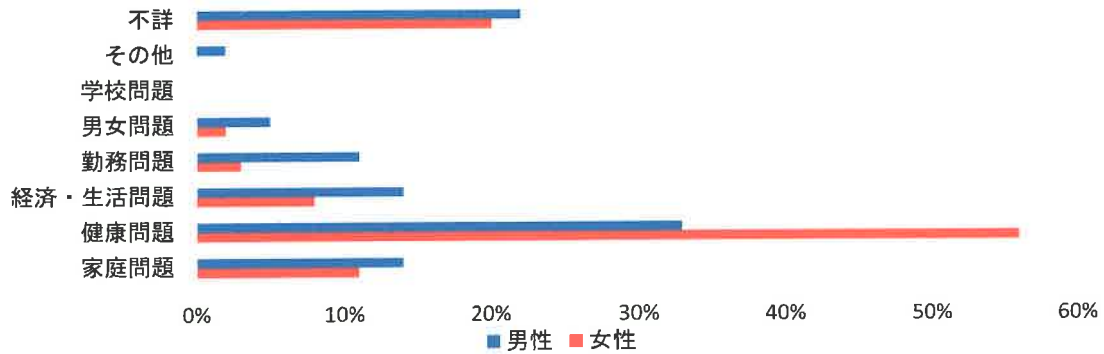
		自殺者数	霧島市割合	県割合	全国割合
自営業・家族従業者		16	8%	10%	7%
被雇用者・勤め人		65	34%	27%	29%
無職者	学生・生徒	4	2%	3%	4%
	主婦	15	57% 8%	62% 6%	62% 6%
	失業者	7	4%	3%	4%
	年金等	39	20%	27%	25%
その他の無職者		43	23%	23%	23%
不詳		2	1%	1%	2%
		191	100	100	100

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### 4 原因・動機別の状況

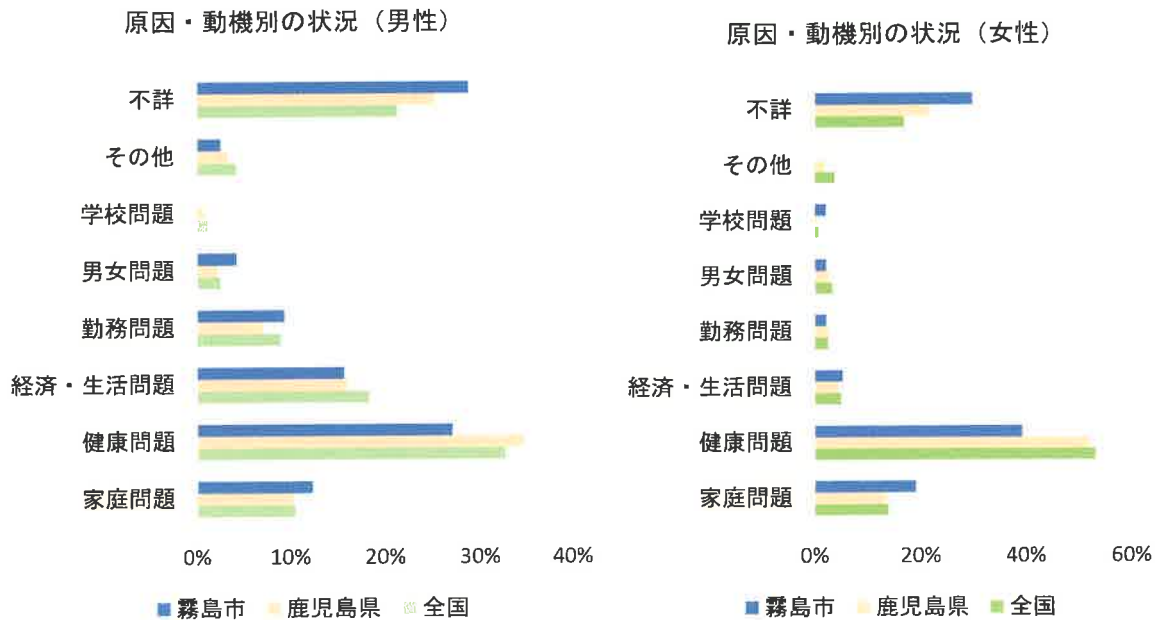
平成22年から令和元年の10年間において、「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省作成）」から原因・動機別で見ると、本市においては「健康問題」が最も多く、次いで、「家庭問題」となっており、国や県より、男性の「家庭問題」、「勤務問題」、女性の「家庭問題」が高くなっています。

##### ▼ 霧島市性別・動機別の状況（H22～R元）



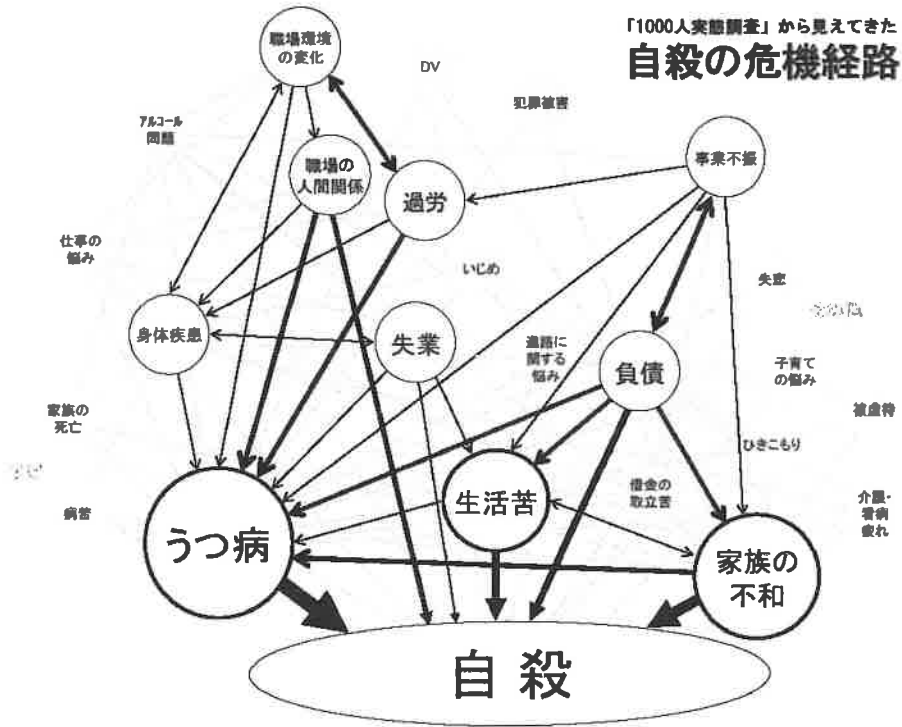
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

##### ▼ 霧島市性別・動機別の状況・国・県比較（H22～R元）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

▼ 自殺の危機経路



資料：NPO 法人ライフリンク「自殺実態 1000 人調査」

図中の丸印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいくほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いことになります。

自殺の直接的要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことがわかっています。

## 5 同居人の有無別自殺者数

平成 22 年から令和元年の 10 年間に於いて、「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省作成）」から同居人の有無別で見ると、本市や国・県においても「同居人あり」の自殺者数が多い傾向にあります。

また、60 歳以上の自殺の内訳では、男性は「同居人あり」の自殺死亡者の割合が、全国より高い状況です。

### ▼ 同居人の有無別・性別、自殺者数の割合（H22～R元）（％）

	性別	同居人あり	同居人なし	不詳
霧島市	男性	63.5	36.5	0
	女性	68.0	32.0	0
鹿児島県	男性	67.3	32.7	0
	女性	72.3	27.7	0
国	男性	65.9	32.8	1.3
	女性	75.4	24.1	0.4

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### ▼ 60 歳以上の自殺の内訳（特別集計（自殺日・住居地、H26～H30 合計））

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		同居人の有無 (全国割合)	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60 歳代	6	4	11.3%	7.5%	16.4%	10.8%
	70 歳代	12	2	22.6%	3.8%	15.0%	6.7%
	80 歳以上	8	6	15.1%	11.3%	10.7%	4.0%
女性	60 歳代	4	1	7.5%	1.9%	9.4%	3.1%
	70 歳代	6	1	11.3%	1.9%	9.0%	3.9%
	80 歳以上	2	1	3.8%	1.9%	7.4%	3.6%
合計		53		100%		100%	

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

## 6 本市における自殺の特徴

自殺総合対策推進センターが本市の自殺の現状や実態を分析した「地域自殺実態プロフィール」により、本市において自殺で亡くなる人に割合が多い属性（性別・年齢・職業・同居人の有無）による上位 5 区分が示されました。

この属性の情報から、本市において自殺者が最も多い区分が「男性・60 歳以上・無職・同居」で、次いで「男性・40～59 歳・有職・同居」、「男性 40～59 歳・有職・独居」が多くなっています。

す。また、女性では「60歳以上・有職・同居」となっています。

これらの情報から、本市において推奨される重点施策として、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3つに係る自殺対策の取組が挙げられました。

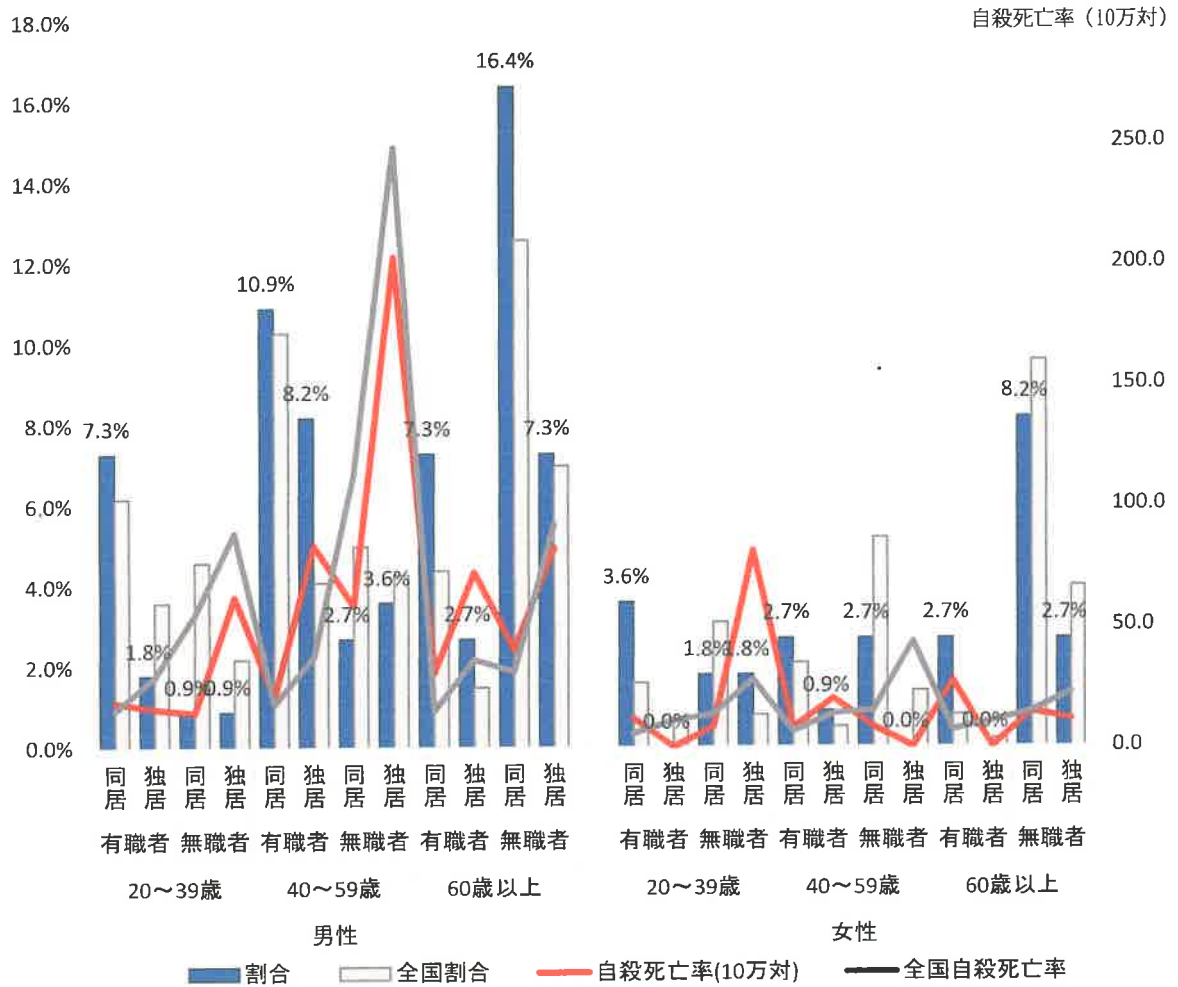
また、40歳代、50歳代、60歳以上の男性の自殺者の割合が高く、「同居人あり」の場合に割合が最も高くなっています。

▼ 地域の主な自殺の特徴(特別集計 (自殺日・住居地、H26～30 合計))

上位5区分	自殺者数 5年計 (人)	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性60歳以上無職同居	18	16.4%	40.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	12	10.9%	20.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳有職独居	9	8.2%	83.7	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
4位:女性60歳以上有職同居	9	8.2%	14.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上無職独居	8	7.3%	82.5	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

▼ 同居人・仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺者割合と自殺死亡率合計  
(H26～H30 合計)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」



### 第3章 自殺対策の基本方針

#### 5つの基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

#### 1 生きることの包括的な支援として推進

自殺リスクが高まるのは、個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときです。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減少させる取組に加えて、「生きることの促進要因」を増加させる取組も併せて行い、双方の取組を通じてリスクを軽減させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、まさに生きることの包括的支援として「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、推進することが重要です。

#### 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進

全ての市民が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野での生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有する必要があります。

とりわけ、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることだけでなく、地域共生社会<sup>注1</sup>の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することが重要です。

注1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

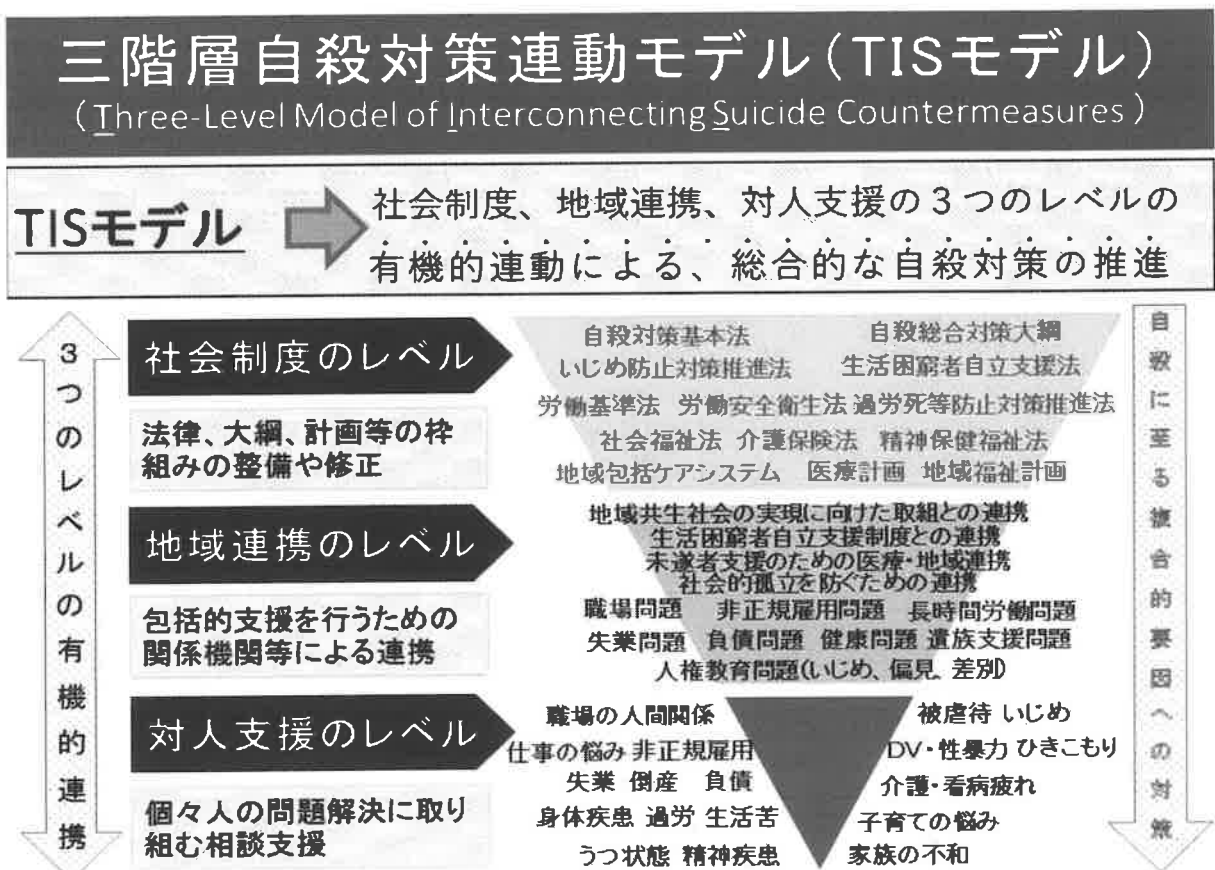
自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携に係る「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に係る「社会制度のレベル」という3つのレベルに分けて考えることができます。社会全体の自殺リスクを低下させるためには、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」があり、それぞれの段階において効果的な施策を講じる必要があります。

加えて、「事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

#### ▼ 三階層自殺対策連動モデル



資料：自殺総合対策推進センター

#### 4 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

#### 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

本市の自殺対策が最大限その効果を発揮して、「誰も自殺に追い込まれることのない霧島市」を実現するためには、国や県、他の市町村、関係機関等と市民が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

## 第4章 施策の体系

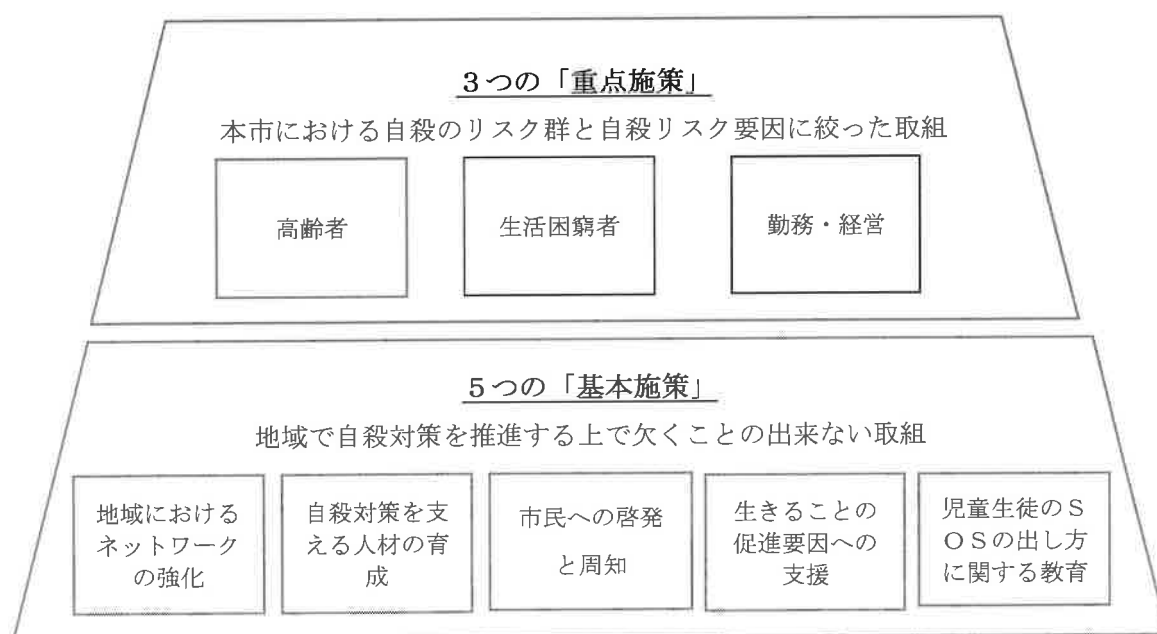
本市の自殺対策の取組と関連する生きる支援を大別すると、以下の2つの施策群から構成されます。国が定める「地域自殺対策パッケージ」において、全市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえて取り組む課題とする3つの「重点施策」です。

5つの「基本施策」は地域で自殺対策を推進する上で欠くことのできない基盤的な取組で、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階」での取組のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い方策群となっています。

3つの「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である「高齢者」と、リスク要因となっている「生活困窮者」、「勤務・経営」に焦点を絞り、取組をまとめています。行政の縦割りを超えてそれぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な内容となっています。

このように、施策の体系を定めることで、本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

### 本市における自殺対策施策の体系



## 第5章 基本施策

### 5つの基本施策

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### 1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進にあたって基盤となるのが、地域におけるネットワークです。自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携・協働も含まれます。

自殺を防ぐには、精神保健の視点に限らず、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携・協働する必要があることから、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

自殺対策が最大限その効果を発揮し、「誰も自殺に追い込まれることのない霧島市」を実現するため、県、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進します。

#### 【主な取組・担当部署】

全31事業中2事業をご紹介します。その他の事業は31、32ページをご覧ください。

事務事業名	内 容	担当課
地域自殺対策緊急強化事業	【霧島市自殺対策検討委員会】 行政、関係機関や民間団体で構成し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進します。	健康増進課
健康・生きがいがづくり推進協議会運営事業	【霧島市健康・生きがいがづくり推進協議会】 行政、関係機関や民間団体で構成し、関係機関との連携を強化し、自殺対策を含めた保健事業の企画等の審議を行い、市民の健康生きがいがづくりを推進します。	健康増進課

## 2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対するの早期の「気づき」が重要であることから、各種専門家からの研修等を通じて、自殺に対する知識の向上や、自殺対策に関わる人材（ゲートキーパー等）<sup>注1</sup>の育成を推進します。

### 【主な取組・担当部署】

全 27 事業中 1 事業をご紹介します。その他の事業は 33、34 ページをご覧ください。

事務事業名	内 容	担当課
地域自殺対策緊急強化事業	誰もが生きやすい地域づくりに向け、様々な分野に関連する方がゲートキーパーの役割を担えるよう、「気づき」「傾聴」「見守り」「つなぐ」ゲートキーパー養成講座を受ける機会を設けます。	健康増進課

## 3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、そうした心情や背景への理解を深めることを含め、危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることができる」、「助けを求めることが適切である」ということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行います。

また、心の健康づくりに関する知識を身につけ、自分の心の不調に気づき適切に対処できるとともに、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、見守っていくことができるよう啓発を行います。

さらに自殺の原因・動機で、健康問題が最も多いことから、市民一人ひとりが心身の健康づくりの重要性を認識し行動できることが重要です。自らの心の不調を感じたら、気軽に相談することや、心の健康維持のためのセルフケアを実践できることがあげられます。身体面では、健（検）診を受診することで、疾病の早期発見・早期治療につながるため、受診しやすい体制づくりに努めます。

注1 ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話しを聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

## 【主な取組・担当部署】

全 53 事業中 6 事業をご紹介します。その他の事業は 35～37 ページをご覧ください。

事務事業名	内 容	担当課
ラジオ広報事業	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報誌、ホームページ等を活用して、自殺対策の啓発を行う。	秘書広報課
ホームページ管理運営事業		
広報きりしま発行事業		
図書館運営事業	<u>自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）</u> <sup>注2</sup> にあわせ、図書館等で、自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	図書館
民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関連機関と連携していく。	保健福祉政策課
健康づくり啓発事業	広報誌やホームページで、自殺予防週間や自殺対策強化月間に啓発を行う。また、関連機関の窓口等にリーフレットの配布・設置を行い、自殺対策の啓発、周知につとめる。	健康増進課

## 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減少させる取組に加えて、「生きることの促進要因」を増加させる取組を行い、双方の取組を通じて自殺を低下させる方向で推進する必要があります。

そのため、本市においても生活上の困りごとに対する支援や、関係者の連携で解決を図る体制づくり、孤立を防ぐための居場所づくり、相談体制の充実等による早期発見と対応など、自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

### 注2 自殺予防週間・自殺対策強化月間

厚生労働省は、自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発する期間として、毎年9月10日から16日までを「自殺予防週間」、月別自殺者数の多い3月を「自殺対策強化月間」として位置づけ、地方公共団体、関係団体等連携して相談事業・啓発活動を実施しています。

### 【主な取組・担当部署】

全 66 事業中 5 事業をご紹介します。その他の事業は 38～41 ページをご覧ください。

事務事業名	内 容	担当課
生活困窮者自立支援事業	市民の相談・支援を行い、住居・就労・居場所づくりなど生活を支えるための援助を行う。	こども・くらし相談センター
基幹相談支援センター運営事業	障害を抱えた方々への相談支援の提供は、対象者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として自殺リスクの軽減にも寄与し得る。また、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ。	長寿・障害福祉課
包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために、より適切に必要な援助ができるよう包括支援センター職員はゲートキーパー養成研修を受講する。</li> <li>・介護支援専門員研修会で自殺対策についてのパンフレットを配布する。</li> </ul>	長寿・障害福祉課
消費生活相談事業	消費生活センターの存在を知ってもらい、消費生活問題の解決に向けた支援を行う。	商工振興課
心の健康相談事業	市民が相談しやすい窓口として「心の相談」を周知し、適切な支援につなげる。	健康増進課

## 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

若年層の死因に占める自殺の割合は高く、基本法（平成 28 年 3 月改正）に、学校における SOS の出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。

そのため、児童生徒が命の大切さを実感するとともに、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、かつ、信頼できる大人に助けを求めてよいということを学ぶ教育（SOS の出し方に関する教育）を推進します。

なお、現在、各小中学校では、いじめに関するアンケート調査を実施したり、毎月 1 回「命の教育の日」と題して、命の大切さについて考える日を設けたりして取り組んでいます。

### 【主な取組・担当部署】

全 27 事業中 1 事業をご紹介します。その他の事業は 42、43 ページをご覧ください。

事務事業名	内 容	担当課
いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	学校以外でいじめや不登校について専門の相談員に相談できる機会を提供し、早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努める。	学校教育課



## 第6章 重点施策

本市においては、平成22(2010)年から令和元(2019)年の10年間で自殺で亡くなった270人のうち、60歳以上の自殺者数は116人で、国の「地域自殺実態プロファイル」においては「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わる自殺対策が喫緊の課題とされており、これらを本市における重点施策として位置付け、対策を推進していきます。

### 3つの重点施策

1. 高齢者に対する取組
2. 生活困窮者に対する取組
3. 勤務・経営に関わる自殺対策の推進

#### 1 高齢者に対する取組

高齢者の自殺の要因については、慢性疾患による将来への不安のほか、身体機能低下に伴った社会や家庭での役割喪失や、配偶者や友人の死などで人間関係が希薄になること、さらには介護疲れによるうつ病も多いとされています。

その対策として、高齢者支援の充実を引き続き推進し、相談窓口の周知に努めるとともに、関連機関の連携を強化し、高齢者が孤立せず生きがいを持って住み慣れた場所で生活できる地域づくりを推進します。

##### 1) 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、必要な支援へつなぐといった対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー養成講座の実施や受講の推奨を行います。

##### 2) 高齢者とその支援者への啓発

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談、支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

##### 3) 生活の充実

高齢者が住みなれた地域で、地域とのつながりを感じながら心穏やかに過ごすとともに心身の健康の保持・増進につながるよう、サロンや集いの広場などを充実させます。

また、全庁一体的に、それぞれの課題や対象者に係る施策に取り組み、高齢者とその支援者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進します。

## 【主な取組・担当部署】

全 21 事業中 4 事業をご紹介します。その他の事業は 44、45 ページをご覧ください。

事務事業名	内 容	担当課
包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために、より適切に必要な援助ができるよう包括支援センター職員はゲートキーパー養成研修を受講する。</li> <li>・介護支援専門員研修会で自殺対策についてのパンフレットを配布する。</li> </ul>	長寿・障害福祉課
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のひろばが、住民同士の支えあい・助け合いの場となるよう運営者に対し支援を行う。高齢者見守り支援事業を活用し通いの場の参加者の見守りを行う。</li> <li>・高齢者の生きがいや役割のある地域づくり</li> <li>・生活課題を地域で解決できる体制を構築し、高齢者の閉じこもりを予防する。</li> </ul>	
まちかど丸ごと相談所設置事業	より適切に必要な援助ができるよう地域包括ケア・ライフサポートワーカーはゲートキーパー養成研修を受講する。	
高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設ける。	社会教育課

## 2 生活困窮者に対する取組

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、その背景には、傷病や障害、介護、虐待、失業、多重債務など、多様な問題を複合的に抱えることが多くあり、自殺のリスクを高める要因となります。そのため、経済的な支援に加え、就労支援等様々な分野の関係者が協働し、取組を進めることで、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。

### 1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携の強化並びに、関係機関・行政の連携強化によって、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

【主な取組・担当部署】

全 13 事業中 3 事業をご紹介します。その他の事業は 46 ページをご覧ください。

事務事業名	内 容	担当課
生活困窮者自立支援事業	市民の相談・支援を行い、住居・就労・居場所づくりなど生活を支えるための援助を行う。	こども・くらし相談センター
生活保護適正実施推進事業	様々な理由により生活に困窮している人に対して、福祉総合相談員 2 人を配置し、生活保護等の申請相談をしやすい環境を作るとともに、相談者の状況に応じた適切な助言を行う。また、生活保護を受給されている方に対しては、担当ケースワーカーによる、各種相談対応や支援を行う。	生活福祉課
市税等徴収・滞納整理事務	職員等のゲートキーパー研修の受講により、必要に応じて様々な支援機関につなげる。	収納課

### 3 勤務・経営に関わる自殺対策の推進

政府の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられています。勤務・経営に関する自殺対策は、働き方改革の諸施策との連携を図りながら進めていく必要があります。

本市の自殺死亡数の約 4 割が有職者で、その内訳は被雇用者・勤め人が全体の 8 割、自営業・家族従業者が全体の 2 割となっています。

勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につなげられるよう相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、自殺リスクを生まないような労働環境を整備することも必要です。

【主な取組・担当部署】

全 11 事業中 2 事業をご紹介します。その他の事業は 47 ページをご覧ください。

事務事業名	内 容	担当課
個人市民税賦課事務	失業・廃業等で生活が激変した場合に対象となる、市税等における減免制度の周知を行う。申請があったものについては、基準に基づき減免を行う。ただし、税の減免は根本的な問題の解決とはならないため、減免申請の中で聞き取った内容に応じ、生活困窮自立支援窓口等、他の支援窓口を紹介する。	税務課
心の健康相談事業	市民が相談しやすい窓口として「心の相談」を周知し、適切な支援につなげる。	健康増進課

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### 1) 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取組を行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、市民への周知を行います。

#### 2) 推進体制

自殺対策を推進するため、市民代表並びに学識経験者等で構成する「霧島市自殺対策検討委員会」や、自殺対策を含めた本市の健康づくりの推進について協議する「霧島市健康・生きがいつくり推進協議会」において審議していきます。庁内においても、関係各部署と連携・調整を図り、全庁的な自殺対策の推進を図ります。

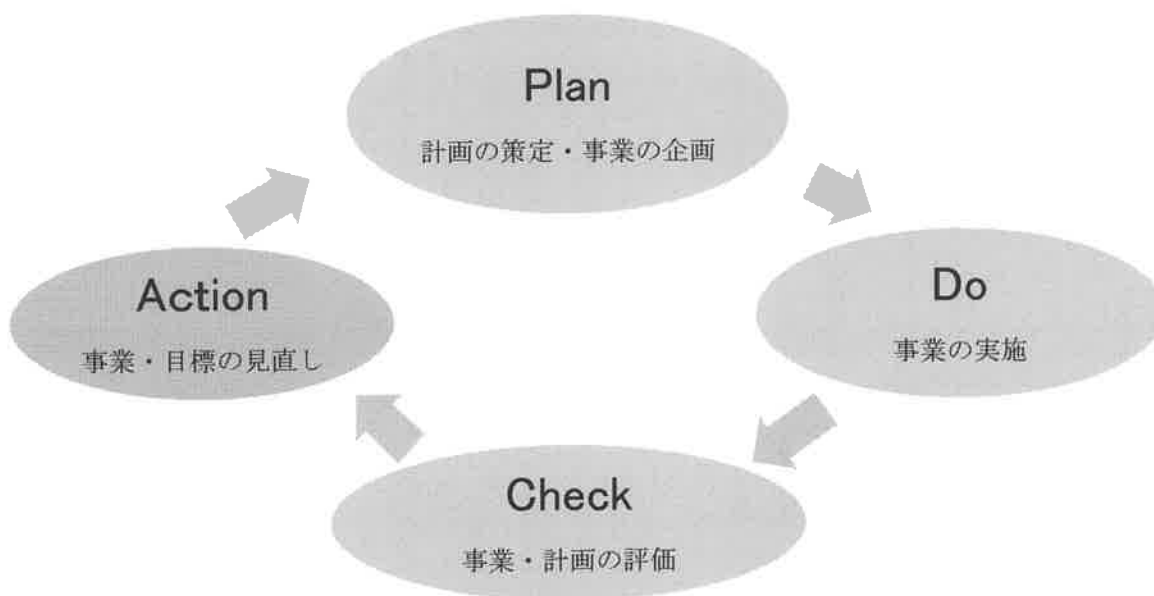
### 2 計画の進行管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、毎年度PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

進行状況の管理については、「霧島市自殺対策検討委員会」及び「霧島市健康・生きがいつくり推進協議会」において具体的な取組状況を把握し、点検、評価等を行っていくとともに、必要に応じ、自殺死亡率減少に向けた課題の整理と取組内容の見直し及び改善を行います。

計画の最終年度である令和4（2022）年度には最終評価を行い、次に目指していくべき方向性を見出し、次期計画策定に活かしていきます。

#### ■PDCAサイクルのイメージ図



## 資料編

- ◎ 自殺対策基本法（抜粋）
- ◎ 霧島市健康・生きがいつくり推進協議会設置条例
- ◎ 霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱
- ◎ 生きることの包括的支援事業一覧

### ◎ 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（一部のみ抜粋掲載）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

##### （名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することがないようにしなければならない。

##### （法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を

講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## ◎ 霧島市健康・生きがいつくり推進協議会設置条例

平成 21 年 3 月 27 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくりを総合的に推進するために、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、霧島市健康・生きがいつくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 健康・生きがいつくりの推進に関する事項
- (2) 総合的な健康増進計画等の策定及び推進に関する事項
- (3) 健康増進計画等の評価及び見直しに関する事項
- (4) 地域医療の推進に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



## ◎ 霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

平成 21 年 3 月 31 日

告示第 84 号

(趣旨)

第 1 条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第 2 条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第 3 条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 地域医療検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 地域医療の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(5) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱(平成18年霧島市告示第107号)
- (2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱(平成18年霧島市告示第219号)

附 則(平成21年7月27日告示第196号)

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

## 生きることの包括的支援事業一覧

このページでは、基本施策①の「地域におけるネットワークの強化」に係る事業を掲載しています。事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されています。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策					
				① 高齢者	② 生活困窮者	③ 勤務・経営	④ ネットワーク	⑤ 人材育成	⑥ 啓発と周知	⑦ 生きる支援	⑧ 児童生徒
1	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●	●	●	●	●	●
2	人権啓発センター管理運営事業										
3	霧島人権擁護委員協議会活動支援事業	人権擁護委員へのゲートキーパー研修受講により、つなぎ役としての意識をたかめ、関係機関との連携を図る。					●	●	●		
4	住宅使用料収納事務	職員がゲートキーパー研修を受けることで、危険を示すサインに気づき、必要な支援に繋げるなど、適切で早い対応を図ることができる。	産業住宅課	●	●		●	●			
5	自主防災組織育成事業	既設の自主防災組織や地区自治公民館等を核にした地域の防災力を高めていく中で、地域内の相互連携の体制を強化し、発災後の地域内のつながりを深めるきっかけの一つとなる。	安心安全課				●				
6	防犯パトロール隊支援事業	防犯パトロール隊が交通安全や防犯活動をするなかで、自殺対象者への意識を高め早期発見・早期対応につながるよう依頼する。						●	●		
7	包括支援センター運営事業	①高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために、より適切に必要な援助ができるよう包括支援センター職員はゲートキーパー養成研修を受講する。 ②介護支援専門員研修会で自殺対策についてのパンフレットを配布する。	長寿・障害福祉課	●			●	●		●	
8	まちかど丸ごと相談所設置事業	より適切に必要な援助ができるよう地域包括ケア・ライフサポートワーカーはゲートキーパー養成研修を受講する。		●			●	●		●	●
9	地域支援配食事業(高齢者)・自立支援配食事業(障がい者)	給食配付職員のゲートキーパー研修受講により、安否確認を兼ね異変を察知したときに関係機関につなぐ。		●			●	●		●	
10	障がい者相談支援事業	各種専門職のスタッフのゲートキーパー研修受講により、支援対象の障がい者やその家族の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関につなぐ。					●	●			
11	障がい者日中一時支援事業							●	●		
12	基幹相談支援センター運営事業	障害を抱えた方々への相談支援の提供は、対象者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として自殺リスクの軽減にも寄与し得る。また、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ。					●	●		●	
13	手話通訳者設置事業	通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ。					●	●			
14	障がい者コミュニケーション支援事業	手話奉仕員のゲートキーパー研修の受講により、支援先につなぐ。					●	●			
15	障がい者地域活動支援センター事業	支援員のゲートキーパー研修の受講により、適切な支援先につなぐ。					●	●		●	
16	障害者虐待防止対策支援事業	霧島市障害者虐待防止センターと、相談支援事業所等と連携し、家庭訪問を実施したり、適切な支援先につなぐ。					●	●		●	
17	生活支援体制整備事業	①地域のひろばが、住民同士の支えあい・助け合いの場となるよう運営者に対し支援を行う。高齢者見守り支援事業を活用し通いの場の参加者の見守りを行う。 ②高齢者の生きがいや役割のある地域づくり ③生活課題を地域で解決できる体制を構築し、高齢者の閉じこもりを予防する。			●		●	●		●	

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策					
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	④ネットワーク	②人材育成	③啓発と周知	④生きる支援	⑤児童生徒
18	学校教職員健康診断事業	教職員の健康管理と児童生徒の相談先のリーフレットの配布を行う。	学校教育課			●	●		●	●	
19	教育支援委員会事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる。					●			●	●
20	いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	学校以外でいじめや不登校について専門の相談員に相談できる機会を提供し、早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努める。					●				●
21	奨学資金貸付事業	相談があった際に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげるなどの支援が出来る可能性がある。	教育総務課				●		●	●	
22	校外生活指導連絡会運営支援事業	地域全体での見守りを通じて青少年の健全育成を図る。	社会教育課				●		●	●	
23	青少年育成センター運営事業	地域全体での見守りを通じて青少年の健全育成を図る。					●		●	●	●
24	PTA育成支援事業	親としての資質を高め、適切な相談をする機関の情報を共有する。					●		●	●	
25	子ども会育成支援事業	子ども会員の社会を生き抜く力を育成する。					●		●	●	●
26	高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設ける。			●		●		●	●	
27	家庭児童相談事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応する。		こどもくらし相談センター				●			●
28	生活困窮者自立支援事業	市民の相談・支援を行い、住居・就労・居場所づくりなど生活を支えるための援助を行う。		●			●			●	
29	産後支援事業	産婦健診で産後うつ傾向など、支援が必要な産婦を早期に発見し、産後ケアなどの適切な早期支援を行うことで産婦の自殺予防を図る。	健康増進課				●		●	●	
30	地域自殺対策緊急強化事業	①自殺対策に関わる人材育成としてゲートキーパー養成講座の取組を進め、1人1人が身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行い、関係機関と連携・協働して問題の解決に取組めるようにする。 ②自殺対策に関する正しい意識の普及啓発のためにリーフレットを作成し、配布する。 ③心の健康づくりやセルフケアの方法についての普及啓発のために講演会を開催する。 ④行政、関係機関や民間団体が構成する「霧島市自殺対策検討委員会」を開催し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進します。 ⑤庁内関係課と自殺対策事業に関する情報共有・検討を行う。					●	●	●		
31	健康生きがいづくり推進協議会運営事業	行政、関係機関や民間団体が構成し、関係機関との連携を強化し、自殺対策を含めた保健事業の企画等の審議を行い、市民の健康生きがいづくりを推進します。						●			

このページでは、基本施策②の「自殺対策を支える人材の育成」に係る事業を掲載しています。事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されています。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策			基本施策						
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	④ネットワーク	②人材育成	③啓発と周知	④生きる支援	⑤児童生徒		
1	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2	人権啓発センター管理運営事業												
3	暴力の根絶推進事業			支援にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ。					●	●	●		
4	霧島人権擁護委員協議会活動支援事業			人権擁護委員へのゲートキーパー研修受講により、つなぎ役としての意識をたかめ、関係機関との連携を図る。				●	●	●			
5	住宅使用料収納事務	職員がゲートキーパー研修を受けることで、危険を示すサインに気づき、必要な支援に繋げるなど、適切で素早い対応を図ることができる。	建築住宅課	●	●		●	●					
6	包括支援センター運営事業	①高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために、より適切に必要な援助ができるよう包括支援センター職員はゲートキーパー養成研修を受講する。 ②介護支援専門員研修会で自殺対策についてのパンフレットを配布する。	長寿・障害福祉課	●			●	●		●			
7	まちかど丸ごと相談所設置事業	より適切に必要な援助ができるよう地域包括ケア・ライフサポートワーカーはゲートキーパー養成研修を受講する。		●			●	●		●	●		
8	地域支援配食事業(高齢者)・自立支援配食事業(障がい者)	給食配付職員のゲートキーパー研修受講により、安否確認を兼ね異変を察知したときに関係機関につなぐ。		●			●	●		●			
9	障がい者相談支援事業	各種専門職のスタッフのゲートキーパー研修受講により、支援対象の障がい者やその家族の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関につなぐ。					●	●					
10	障がい者日中一時支援事業							●	●				
11	基幹相談支援センター運営事業	障害を抱えた方々への相談支援の提供は、対象者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として自殺リスクの軽減にも寄与し得る。また、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ。					●	●		●			
12	手話通訳者設置事業	通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ。					●	●					
13	手話奉仕員及び手話通訳者養成事業	手話奉仕員のゲートキーパー研修の受講により、支援先につなぐ。					●	●					
14	障がい者コミュニケーション支援事業	手話奉仕員のゲートキーパー研修の受講により、支援先につなぐ。					●	●					
15	障がい者地域活動支援センター事業	支援員のゲートキーパー研修の受講により、適切な支援先につなぐ。					●	●		●			
16	障がい者相談員設置事業	相談員のゲートキーパー研修の受講により、適切な支援先につなぐ。					●	●					
17	障害者虐待防止対策支援事業	霧島市障害者虐待防止センターと、相談支援事業所等と連携し、家庭訪問を実施したり、適切な支援先につなぐ。					●	●		●			
18	高齢者見守り支援事業	地域見守り支援員に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺に対するリスクとつなぎ先を習得してもらう。			●				●		●		
19	社会教育指導員配置事業	指導員にゲートキーパー研修受講の推進を行う。		社会教育課	●				●	●	●		

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策			基本施策				
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	④ネットワーク	②人材育成	③啓発と周知	④生きる支援	⑤児童生徒
20	保護司会支援事業	保護司がゲートキーパー研修を受けることで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先につなぐ等の対応をとる。	保健福祉政策課					●		●	
21	国民年金に関する事務	相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	保険年金課	●	●			●			
22	重複頻回受診者・重複服薬者訪問指導事業	訪問する担当者が状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合には関係機関につなぐなどのゲートキーパー研修を受け、適切な関係機関につなぐ。		●				●		●	
23	後期高齢者医療保険料等の減免	保険料は前年所得に対して保護するが、突然の災害等で経済的な困窮を抱えている方もいることから減免制度の周知を行うとともに、相談を受ける中で必要に応じて関係機関と連携を図れるよう、ゲートキーパー研修を受け、適切な関係機関につなぐ。		●	●			●			
24	消防吏員一般教育研修事業	自殺未遂者やその家族等への対応方法や関係機関との連携についての研修を受講する事により自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図る。	消防本部					●			
25	横川長安寮老人ホーム運営事業	入所者とのコミュニケーションを常に図り、話を聴くことで生活環境を整える。	横川長安寮					●		●	
26	地域自殺対策緊急強化事業	①自殺対策に関わる人材育成としてゲートキーパー養成講座の取組を進め、1人1人が身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行い、関係機関と連携・協働して問題の解決に取り組めるようにする。 ②自殺対策に関する正しい意識の普及啓発のためにリーフレットを作成し、配布する。 ③心の健康づくりやセルフケアの方法についての普及啓発のために講演会を開催する。 ④行政、関係機関や民間団体で構成する「霧島市自殺対策検討委員会」を開催し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進します。 ⑤庁内関係課と自殺対策事業に関する情報共有・検討を行う。	健康増進課				●	●	●		
27	健康運動普及推進員支援事業	推進員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、地域での活動の際の資質の向上を図る。						●			

このページでは、基本施策③の「市民への啓発と周知」に係る事業を掲載しています。事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されています。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策			基本施策				
				①高齢者	②生活困難者	③勤務・経営	④ネットワーク	⑤人材育成	⑥啓発と周知	⑦生きる支援	⑧児童生徒
1	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●	●	●	●	●	●
2	人権啓発センター管理運営事業										
3	人権啓発推進まちづくり事業	人権に関わる各種活動を行うことで、市民1人ひとりが心をひとつにして人権問題及びあらゆる差別問題に一層の理解を深め、自らの意識を見つめ直し、自らを啓発していく活動を推進する。							●		
4	人権擁護推進事業	当事者団体の活動支援に加え、あらゆる偏見・差別の防止に向けた啓発に取り組む。		●	●				●		
5	暴力の根絶推進事業	支援にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ。						●	●	●	
6	霧島人権擁護委員協議会活動支援事業	人権擁護委員へのゲートキーパー研修受講により、つなぎ役としての意識をたかめ、関係機関との連携を図る。					●	●	●		
7	男女共同参画広報・啓発事業	市広報誌、ホームページ及びリーフレット、出前講座等を通じて、男女共同参画に関する広報・啓発活動を実施する。								●	
8	男女共同参画計画進行管理事業										
9	ラジオ広報事業	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報誌、ホームページ等を活用して、自殺対策の啓発を行う。	秘書広報課							●	
10	ホームページ管理運営事業										
11	広報きりしま発行事業										
12	交通事故抑止対策事業	事故防止キャンペーンに合わせて自殺予防の啓発運動を同時に開催する。交通安全母の会や警察等の関係機関・団体とも連携してキャンペーンを展開する。	安心安全課							●	
13	防犯パトロール隊支援事業	防犯パトロール隊が交通安全や防犯活動をするなかで、自殺対象者への意識を高め早期発見・早期対応につながるよう依頼する。					●		●		
14	学校教職員健康診断事業	教職員の健康管理と児童生徒の相談先のリーフレットの配布を行う。	学校教育課			●	●		●	●	
15	小学校特別支援教育推進事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。					●		●	●	
16	人権教育推進事業	様々な人権問題の解決に向け、児童生徒・保護者をはじめ、市民の人権意識を高める。								●	●
17	人権同和教育研究協議会支援事業								●	●	
18	奨学資金貸付事業	相談があった際に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげるなどの支援が出来る可能性がある。	教育総務課					●	●	●	
19	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策(生きることの包括的支援)関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	図書館	●	●				●	●	●
20	きりしまっ子立志育成事業	社会を生き抜くための人間力を育成する。	社会教育課						●	●	●

NO	専務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策					
				①高齢者	②生活困難者	③勤務・経営	④ネットワーク	⑤人材育成	⑥啓発と周知	⑦生きる支援	⑧児童生徒
21	日韓親善子供大使実行委員会活動支援事業	社会を生き抜くための人間力を育成する。	社会教育課						●	●	●
22	家庭教育総合支援事業	親同士の交流や情報交換の場として運営し、地域全体での見守りを通じて青少年を健全育成を図る。							●	●	●
23	校外生活指導連絡会運営支援事業	地域全体での見守りを通じて青少年の健全育成を図る。				●			●	●	
24	青少年育成センター運営事業	地域全体での見守りを通じて青少年の健全育成を図る。				●			●	●	●
25	PTA育成支援事業	親としての資質を高め、適切な相談をする機関の情報を共有する。				●			●	●	
26	子ども会育成支援事業	子ども会員の社会を生き抜く力を育成する。				●			●	●	●
27	高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設ける。			●		●		●	●	●
28	社会教育指導員配置事業	指導員にゲートキーパー研修受講の推進を行う。			●				●	●	●
29	シビックセンター総合案内事務	来庁者の要件にあわせた適切な相談窓口案内を行う。	総務課						●		
30	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課	●					●	●	●
31	特定健康診査、長寿健診特定保健指導事業	保健指導の際に資料の配付などの啓発を行います。	保険年金課	●					●		
32	介護予防普及啓発事業	地域のひろば等の通いの場において、「閉じこもり」や「うつ」予防についての普及啓発を行う。	長寿・障害福祉課	●					●		
33	応急手当普及啓発事業	救命講習の中で自殺に関するパンフレット、相談窓口等の案内周知等を行う。	消防本部						●		
34	女性防火クラブ運営事業	クラブ員の広報活動で自殺予防啓発リーフレット等の配布を行う。							●		
35	スポーツ・文化振興課管理運営施設	霧島市民会館・隼人運動施設・隼人松永運動施設・国分運動公園・国分武道館・国分総合プール・横川運動公園・牧園B&G海洋センター・牧園みやまの森運動公園・横川運動公園・溝辺上床運動公園等の窓口やロビーに自殺予防関連のパンフレット等を設置し周知を図る。	スポーツ・文化振興課						●		
36	各種がん検診事業	検診時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。	すこやか保健センター						●		
37	結核予防事業	検診時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●		
38	肝炎ウィルス検診事業	検診時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●		
39	健康教育事業	健康教育時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●		
40	健康相談事業	健康相談時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●		
41	骨粗鬆症検診事業	検診時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●		



NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策			基本施策					
				①高齢者	②生活困難者	③勤務・経営	①ネットワーク	②人材育成	③啓発と周知	④生きる支援	⑤児童生徒	
42	訪問指導事業	訪問時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。	すこやか保健センター						●			
43	離乳食教室事業	教室時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●			
44	母子健診事業	健診時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●			
45	母子保健推進員活動事業	訪問時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●			
46	母子訪問事業	訪問時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。							●			
47	母子相談事業	相談時にチラシ配布等を行い、自殺予防や自殺対策の啓発、周知に努める。						●				
48	産後支援事業	産婦健診で産後うつ傾向など、支援が必要な産婦を早期に発見し、産後ケアなどの適切な早期支援を行うことで産婦の自殺予防を図る。	健康増進課				●		●	●		
49	健康づくり啓発事業	広報誌やホームページで、自殺予防週間や自殺対策強化月間に啓発を行う。また、関連機関の窓口等にリーフレットの配布・設置を行い、自殺対策の啓発、周知につとめる。							●			
50	地域自殺対策緊急強化事業	①自殺対策に関わる人材育成としてゲートキーパー養成講座の取組を進め、1人1人が身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行い、関係機関と連携・協働して問題の解決に取り組めるようにする。 ②自殺対策に関する正しい意識の普及啓発のためにリーフレットを作成し、配布する。 ③心の健康づくりやセルフケアの方法についての普及啓発のために講演会を開催する。 ④行政、関係機関や民間団体で構成する「霧島市自殺対策検討委員会」を開催し、関係機関との連携を強化し、自殺対策の取組を推進します。 ⑤庁内関係課と自殺対策事業に関する情報共有・検討を行う。					●	●	●			
51	食生活改善推進員連絡協議会運営支援事業	地域活動の中でパンフレットを配布し、自殺予防についての周知・啓発を行う。							●			
52	食育推進事業	イベントや出前講座等でパンフレットを配布し、自殺予防についての周知啓発を行う。また、各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる。							●	●		
53	消費生活相談事業	消費生活センターの存在を知ってもらい、消費生活問題の解決に向けた支援を行う。	商工振興課	●	●				●	●		

このページでは、基本施策④の「生きることの促進要因への支援」に係る事業を掲載しています。事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されています。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策			基本施策					
				① 高齢者	② 生活困窮者	③ 勤務・経営	① ネットワーク	② 人材育成	③ 啓発と周知	④ 生きる支援	⑤ 児童生徒	
1	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	暴力の根絶推進事業	支援にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、必要に応じて適切な機関へつなぐ。						●	●	●		
3	子育て支援センター管理運営事業	直接または電話による子育て相談に応じることで、問題を抱える方に対して必要な相談機関につなげていく。									●	
4	ファミリーサポートセンター運営事業	①事業の委託者と連携し、利用の過程において悩みを抱える保護者の発見、早期対応に努める。②事業を有効に活用する事を促し、育児のストレスの軽減を図る。									●	
5	子育て一時預かり支援事業	利用者の家庭状況に応じて、問題を抱えている方に適切な相談機関につなげる。	子育て支援課			●					●	
6	認可外保育施設支援事業	家庭での保育が困難な場合、その家族に対し、適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。				●					●	
7	病児・病後児保育事業	急な疾病等があった場合、家庭での保育が困難な場合、その家族に対し、適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる				●					●	
8	市税等徴収・滞納整理事務	職員等のゲートキーパー研修の受講により、必要に応じて様々な支援機関につなげる。	収納課		●						●	
9	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策(生きることの包括的支援)関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	図書館	●	●				●	●	●	
10	個人市民税賦課事務	失業・廃業等で生活が激変した場合に対象となる、市税等における減免制度の周知を行う。申請があったものについては、基準に基づき減免を行う。ただし、税の減免は根本的な問題の解決とはならないため、減免申請の中で聞き取った内容に応じ、生活困窮自立支援窓口等、他の支援窓口を紹介する。	税務課			●					●	
11	包括支援センター運営事業	①高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために、より適切に必要な援助ができるよう包括支援センター職員はゲートキーパー養成研修を受講する。 ②介護支援専門員研修会で自殺対策についてのパンフレットを配布する。		●			●	●		●		
12	まちかど丸ごと相談所設置事業	より適切に必要な援助ができるよう地域包括ケア・ライフサポートワーカーはゲートキーパー養成研修を受講する。		●			●	●		●	●	
13	地域支援配食事業(高齢者)・自立支援配食事業(障がい者)	給食配付職員のゲートキーパー研修受講により、安否確認を兼ね異変を察知したときに関係機関につなぐ。		●			●	●		●		
14	基幹相談支援センター運営事業	障害を抱えた方々への相談支援の提供は、対象者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として自殺リスクの軽減にも寄与し得る。また、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ。	長寿・障害福祉課				●	●		●		
15	障がい者地域活動支援センター事業	支援員のゲートキーパー研修の受講により、適切な支援先につなぐ。					●	●		●		
16	障害者虐待防止対策支援事業	霧島市障害者虐待防止センターと、相談支援事業所等と連携し、家庭訪問を実施したり、適切な支援先につなぐ。					●	●		●		
17	高齢者見守り支援事業	地域見守り支援員に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺に対するリスクとつなぎ先を習得してもらう。				●	●			●		

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策								
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	④ネットワーク	⑤人材育成	⑥啓発と周知	⑦生きる支援	⑧児童生徒			
18	生活支援体制整備事業	・地域のひろばが、住民同士の支えあい・助け合いの場となるよう運営者に対し支援を行う。高齢者見守り支援事業を活用し通いの場の参加者の見守りを行う。 ・高齢者の生きがいや役割のある地域づくり ・生活課題を地域で解決できる体制を構築し、高齢者の閉じこもりを予防する。	長寿・障害福祉課	●		●	●				●			
19	きりしまっ子立志育成事業	社会を生き抜くための人間力を育成する。	社会教育課								●	●	●	
20	日韓親善子供大使実行委員会活動支援事業	社会を生き抜くための人間力を育成する。										●	●	●
21	家庭教育総合支援事業	親同士の交流や情報交換の場として運営し、地域全体での見守りを通じて青少年を健全育成を図る。										●	●	●
22	校外生活指導連絡会運営支援事業	地域全体での見守りを通じて青少年の健全育成を図る。					●					●	●	
23	青少年育成センター運営事業	地域全体での見守りを通じて青少年の健全育成を図る。					●					●	●	●
24	PTA育成支援事業	親としての資質を高め、適切な相談をする機関の情報を共有する。					●					●	●	
25	子ども会育成支援事業	子ども会員の社会を生き抜く力を育成する。					●					●	●	●
26	高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設ける。			●		●					●	●	
27	社会教育指導員配置事業	指導員にゲートキーパー研修受講の推進を行う。		●				●			●	●	●	
28	職員安全衛生管理事務	職員の定期健康診断や、その事後相談等により、心身面の健康管理に努める。また、ストレスチェックを行うことで、ストレス等を原因とする職員の体調不良の早期発見ができる。	総務課									●		
29	職員健康診断事業												●	
30	メンタルヘルス・ハラスメント対策事業			職員が気軽に相談しやすい体制作りとして、ストレスチェックや電話相談等、研修などを包括的に業者委託し、密接に連携を図りながら職員のメンタルヘルス対策に取り組む。										●
31	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課	●							●	●	●	
32	保護司会支援事業	保護司がゲートキーパー研修を受けることで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先につなぐ等の対応をとる。							●			●		
33	国民年金に関する事務	相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	保険年金課	●	●				●					
34	重複頻回受診者・重複服薬者訪問指導事業	訪問する担当者が状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合には関係機関につなぐなどはゲートキーパー研修を受け、適切な関係機関につなぐ。			●					●			●	
35	関平鉱泉販売・管理運営事業	関平鉱泉水宅配時に安否確認も兼ねて職員が声掛けを行いコミュニケーションを図る。(65歳以上の高齢者世帯や身体が不自由な方対象)	商工観光施設課	●								●		
36	子育て支援ショートステイ事業	保護者の疾病等により、児童を養育する事が一時的に困難となった場合、児童養護施設で短期間預かり、その中で必要に応じて適切な相談機関につなげる。	こどもくらし相談支援センター										●	

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策					
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	④ネットワーク	⑤人材育成	⑥啓発と周知	⑦生きる支援	⑧児童生徒
37	家庭児童相談事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応する。	こども・くらし相談支援センター				●			●	●
38	生活困窮者自立支援事業	市民の相談・支援を行い、住居・就労・居場所づくりなど生活を支えるための援助を行う。			●		●			●	
39	学生就職支援プロジェクト推進事業	学生を対象とした市内企業の説明会や見学会の開催等の就職支援を行う。	商工振興課			●				●	
40	消費生活相談事業	消費生活センターの存在を知ってもらい、消費生活問題の解決に向けた支援を行う。		●	●				●	●	
41	横川長安寮老人ホーム運営事業	入所者とのコミュニケーションを常に図り、話を聴くことで生活環境を整える。	横川長安寮					●		●	
42	中学校学力等検査実施事業	学校の授業等で身に付けた様々な能力を生かし、自分にあった職業に従事し、働く喜びを感じながら生活していけるようにする。								●	●
43	学校教職員健康診断事業	教職員の健康管理と児童生徒の相談先のリーフレットの配布を行う。				●	●		●	●	
44	キャリア教育・進路指導推進事業	キャリア教育を推進することで、児童生徒の夢実現に向けた生き方の指導を充実させる。					●			●	●
45	小学校学力等検査実施事業	学校の授業等で身に付けた様々な能力を生かし、自分にあった職業に従事し、働く喜びを感じながら生活していけるようにする。								●	●
46	教育支援委員会事業						●			●	●
47	幼稚園特別支援教育推進事業									●	●
48	小学校特別支援教育推進事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる。								●	●
49	中学校特別支援教育推進事業									●	●
50	いじめ・不登校対策等子どもサポート事業	学校以外でいじめや不登校について専門の相談員に相談できる機会を提供し、早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努める。					●			●	●
51	小学校特別支援教育推進事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。					●		●	●	
52	学校児童生徒の定期健診・就学時健診事業	校医やかかりつけ医、医療機関等との連携強化・紹介システムを活用し、疾病等の早期発見、早期対応により必要な支援を行う。								●	
53	学校保健会運営支援事業	児童生徒の教育相談や自殺防止に関する内容の研修会を開催する。								●	●
54	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について、必要な援助を行う		●						●	●
55	山村留学支援事業	小規模校のよさを生かし、自尊感情を高めるためやコミュニケーション能力の向上をめざすなど、生活する基礎となる力を育てる。								●	●
56	中学校特認通学事務	小規模校のよさを生かし、自尊感情を高めるためやコミュニケーション能力の向上をめざすなど、生活する基礎となる力を育てる。								●	●
57	小学校特認通学事務	小規模校のよさを生かし、自尊感情を高めるためやコミュニケーション能力の向上をめざすなど、生活する基礎となる力を育てる。								●	●

NO	専務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策			基本施策				
				①高齢者	②生活困難者	③勤務・経営	①ネットワーク	②人材育成	③啓発と周知	④生きる支援	⑤児童生徒
58	幼稚園特別支援教育就学支援事業	小・中学校に通う特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減することで、児童生徒や保護者の就学に対する不安をやわらげ、学校教育に対する希望や期待を向上させる。	学校教育課							●	●
59	小学校特別支援教育就学支援事業									●	●
60	中学校特別支援教育就学支援事業									●	●
61	奨学資金貸付事業	相談があった際に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげるなどの支援が出来る可能性がある。	教育総務課				●		●	●	
62	生活保護適正実施推進事業	様々な理由により生活に困窮している人に対して、福祉総合相談員2人を配置し、生活保護等の申請相談をしやすい環境を作るとともに、相談者の状況に応じた適切な助言を行う。また、生活保護を受給されている方に対しては、担当ケースワーカーによる、各種相談対応や支援を行う。	生活福祉課	●						●	
63	心の健康相談事業	市民が相談しやすい窓口として「心の相談」を周知し、適切な支援につなげる。	すこやか保健センター	●	●	●				●	
64	母子健康手帳交付事業	メンタル既往の妊婦や子育ての支援者がいない妊産婦、リスクの高い妊婦を把握し、地区担当の支援につなぎます。		●						●	
65	産後支援事業	産婦健診で産後うつ傾向など、支援が必要な産婦を早期に見出し、産後ケアなどの適切な早期支援を行うことで産婦の自殺予防を図る。	健康増進課				●		●	●	
66	食育推進事業	イベントや出前講座等でパンフレットを配布し、自殺予防についての周知啓発を行う。また、各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につなげる。		●					●	●	

このページでは、基本施策⑤の「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」に係る事業を掲載しています。事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されています。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策							
				① 高齢者	② 生活困難者	③ 勤務・経営	④ ネットワーク	⑤ 人材育成	⑥ 啓発と周知	⑦ 生きる支援	⑧ 児童生徒		
1	中学校学力等検査実施事業	学校の授業等で身に付けた様々な能力を生かし、自分にあった職業に従事し、働く喜びを感じながら生活していけるようにする。	学校教育課							●	●		
2	キャリア教育・進路指導推進事業	キャリア教育を推進することで、児童生徒の夢実現に向けた生き方の指導を充実させる。									●	●	
3	小学校学力等検査実施事業	学校の授業等で身に付けた様々な能力を生かし、自分にあった職業に従事し、働く喜びを感じながら生活していけるようにする。									●	●	
4	教育支援委員会事業	発達に遅れや障がいの疑いのある園児、児童生徒とその家族に対し、課題の解決や適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる。				●					●	●	
5	幼稚園特別支援教育推進事業											●	●
6	小学校特別支援教育推進事業											●	●
7	中学校特別支援教育推進事業											●	●
8	いじめ・不登校対策等子どもサポート事業			学校以外でいじめや不登校について専門の相談員に相談できる機会を提供し、早期発見・早期対応を図り、問題行動等の未然防止に努める。			●					●	●
9	学校保健会運営支援事業			児童生徒の教育相談や自殺防止に関する内容の研修会を開催する。								●	●
10	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業			経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について、必要な援助を行う。		●						●	●
11	山村留学支援事業	小規模校のよさを生かし、自尊感情を高めるためやコミュニケーション能力の向上をめざすなど、生活する基礎となる力を育てる。									●	●	
12	中学校特認通学事務	小規模校のよさを生かし、自尊感情を高めるためやコミュニケーション能力の向上をめざすなど、生活する基礎となる力を育てる。									●	●	
13	小学校特認通学事務	小規模校のよさを生かし、自尊感情を高めるためやコミュニケーション能力の向上をめざすなど、生活する基礎となる力を育てる。									●	●	
14	中学校特別支援教育就学支援事業	小・中学校に通う特別な支援を必要とする児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減することで、児童生徒や保護者の就学に対する不安をやわらげ、学校教育に対する希望や期待を向上させる。									●	●	
15	小学校特別支援教育就学支援事業											●	●
16	人権教育推進事業	様々な人権問題の解決に向け、児童生徒・保護者をはじめ、市民の人権意識を高める。								●		●	
17	人権同和教育研究協議会支援事業									●		●	
18	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいがづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●	●	●	●	●	●		
19	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策(生きることの包括的支援)関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	図書館	●	●				●	●	●		
20	まちかど丸ごと相談所設置事業	より適切に必要な援助ができるよう地域包括ケア・ライフサポートワーカーはゲートキーパー養成研修を受講する。	長寿・障害福祉課	●			●	●		●	●		
21	きりしまっ子立志育成事業	社会を生き抜くための人間力を育成する。	社会教育課						●	●	●		

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策					
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	④ネットワーク	②人材育成	③啓発と周知	④生きる支援	⑤児童生徒
22	日韓親善子供大使実行委員会活動支援事業	社会を生き抜くための人間力を育成する。	社会教育課						●	●	●
23	家庭教育総合支援事業	親同士の交流や情報交換の場として運営し、地域全体での見守りを通じて青少年を健全育成を図る。							●	●	●
24	青少年育成センター運営事業	地域全体での見守りを通じて青少年の健全育成を図る。				●			●	●	●
25	子ども会育成支援事業	子ども会員の社会を生き抜く力を育成する。				●			●	●	●
26	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課	●					●	●	●
27	家庭児童相談事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に、様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応する。	こどもくらし相談センター				●			●	●

このページでは、重点施策①の「高齢者に対する取組」に係る事業を掲載しています。事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されています。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策					
				① 高齢者	② 生活困難者	③ 勤務・経営	④ ネットワーク	⑤ 人材育成	⑥ 啓発と周知	⑦ 生きる支援	⑧ 児童生徒
1	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●	●	●	●	●	●
2	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●	●	●	●	●	●
3	人権擁護推進事業			●	●			●			
4	住宅使用料収納事務	職員がゲートキーパー研修を受けることで、危険を示すサインに気づき、必要な支援に繋げるなど、適切で素早い対応を図ることができる。	建築住宅課	●	●		●	●			
5	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策(生きることの包括的支援)関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	図書館	●	●				●	●	●
6	包括支援センター運営事業	①高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために、より適切に必要な援助ができるよう包括支援センター職員はゲートキーパー養成研修を受講する。 ②介護支援専門員研修会で自殺対策についてのパンフレットを配布する。	長寿・障害福祉課	●			●	●		●	
7	まちかど丸ごと相談所設置事業	より適切に必要な援助ができるよう地域包括ケア・ライフサポートワーカーはゲートキーパー養成研修を受講する。		●			●	●		●	●
8	地域支援配食事業(高齢者)・自立支援配食事業(障がい者)	給食配付職員のゲートキーパー研修受講により、安否確認を兼ね異変を察知したときに関係機関につなぐ。		●			●	●		●	
9	生活支援体制整備事業	●地域のひろばが、住民同士の支えあい・助け合いの場となるよう運営者に対し支援を行う。高齢者見守り支援事業を活用し通いの場の参加者の見守りを行う。 ●高齢者の生きがいや役割のある地域づくり ●生活課題を地域で解決できる体制を構築し、高齢者の閉じこもりを予防する。		●			●	●	●		
10	介護予防普及啓発事業	●地域のひろば等の通いの場において、「閉じこもり」や「うつ」予防についての普及啓発を行う。		●				●			
11	高齢者見守り支援事業	●地域見守り支援員に対し、ゲートキーパー研修を受講してもらい、自殺に対するリスクとつなぎ先を習得してもらう。	●						●		
12	高齢者学級運営事業	高齢者が教養を高めるとともに、相互の親和を深め、生きがいのある生涯を送るための学習の場を設ける。	社会教育課	●			●	●	●	●	
13	社会教育指導員配置事業	指導員にゲートキーパー研修受講の推進を行う。	●				●	●	●		
14	民生委員活動支援事業	地域の相談役として活動する中で、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関へのつなぎ役として、関係機関と連携していく。	保健福祉政策課	●				●	●	●	
15	国民年金に関する事務	相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	●	●			●				
16	重複頻回受診者・重複服薬者訪問指導事業	訪問する担当者が状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合には関係機関につなぐなどのゲートキーパー研修を受け、適切な関係機関につなぐ。	●				●		●		
17	特定健康診査、長寿健診特定保健指導事業	保健指導の際に資料の配布などの啓発を行います。	●					●			
18	後期高齢者医療保険料等の減免	保険料は前年所得に対して保護するが、突然の災害等で経済的な困窮を抱えている方もいることから減免制度の周知を行うとともに、相談を受ける中で必要に応じて関係機関と連携を図れるよう、ゲートキーパー研修を受け、適切な関係機関につなぐ。	●	●			●				



NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策			基本施策					
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	①ネットワーク	②人材育成	③啓発と周知	④生きる支援	⑤児童生徒	
19	関平鉱泉販売・管理運営事業	関平鉱泉水宅配時に安否確認も兼ねて職員が声掛けを行いコミュニケーションを図る。65歳以上の高齢者世帯や身体が不自由な方対象	商工・観光施設課	●							●	
20	消費生活相談事業	消費生活センターの存在を知ってもらい、消費生活問題の解決に向けた支援を行う。	商工振興課	●	●					●	●	
21	心の健康相談事業	市民が相談しやすい窓口として「心の相談」を周知し、適切な支援につなげる。	すこやか保健センター	●	●	●					●	

このページでは、重点施策②の「生活困窮者に対する取組」に係る事業を掲載しています。事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されています。

NO	事務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		基本施策					
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	④ネットワーク	⑤人材育成	⑥啓発と周知	⑦生きる支援	⑧児童生徒
1	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●	●	●	●	●	●
2	人権啓発センター管理運営事業			●	●	●	●	●	●	●	●
3	人権擁護推進事業			当事者団体の活動支援に加え、あらゆる偏見・差別の防止に向けた啓発に取り組む。	●	●			●		
4	住宅使用料収納事務	職員がゲートキーパー研修を受けることで、危険を示すサインに気づき、必要な支援に繋げるなど、適切で素早い対応を図ることができる。	建築住宅課	●	●	●	●				
5	市税等徴収・滞納整理事務	職員等のゲートキーパー研修の受講により、必要に応じて様々な支援機関につなげる。	収納課		●					●	
6	図書館運営事業	図書館等で、自殺対策(生きることの包括的支援)関連の資料を展示することで、住民への周知、啓発の機会とする。	図書館	●	●				●	●	●
7	国民年金に関する事務	相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	保険年金課	●	●			●			
8	後期高齢者医療保険料等の減免	保険料は前年所得に対して決定するが、突然の災害等で経済的な困窮を抱えている方もいることから減免制度の周知を行うとともに、相談を受ける中で必要に応じて関係機関と連携を図れるよう、ゲートキーパー研修を受け、適切な関係機関につなぐ。		●	●			●			
9	生活困窮者自立支援事業	市民の相談・支援を行い、住居・就労・居場所づくりなど生活を支えるための援助を行う。	こども・くらし相談センター		●	●					
10	消費生活相談事業	消費生活センターの存在を知ってもらい、消費生活問題の解決に向けた支援を行う。	商工振興課	●	●				●	●	
11	心の健康相談事業	市民が相談しやすい窓口として「心の相談」を周知し、適切な支援につなげる。	すこやか保健センター	●	●	●				●	
12	母子健康手帳交付事業	メンタル既往の妊婦や子育ての支援者がいない妊産婦、リスクの高い妊婦を把握し、地区担当の支援につなぎます。		●						●	
13	生活保護適正実施推進事業	様々な理由により生活に困窮している人に対して、福祉総合相談員2人を配置し、生活保護等の申請相談しやすい環境を作るとともに、相談者の状況に応じた適切な助言を行う。また、生活保護を受給されている方に対しては、担当ケースワーカーによる、各種相談対応や支援を行う。	生活福祉課		●					●	

このページでは、重点施策③の「勤務・経営に関わる自殺対策の推進」に係る事業を掲載しています。事業は「重点施策」「基本施策」に分類され、該当箇所は「●」で示されています。

NO	専務事業名称	生きる支援の視点を加えた事業内容	担当課	重点施策		事前予防				
				①高齢者	②生活困窮者	③勤務・経営	④ネットワーク	⑤人材育成	⑥啓発と周知	⑦生きる支援
1	学校教職員健康診断事業	教職員の健康管理と児童生徒の相談先のリーフレットの配布を行う。	学校教育課			●	●		●	●
2	部活動支援事業	部活動の指導を行う教員等の部活動指導における費用の負担を行う。					●			
3	人権啓発センター各種教室事業	市民の学習の場の提供により、生きがいづくりや住民交流による仲間づくりの支援を行うとともに人権について学ぶ機会を提供し、地域住民の生活改善や福祉の向上を図る取組を継続して実施する。	市民課	●	●	●	●	●	●	●
4	子育て一時預かり支援事業	利用者の家庭状況に応じて、問題を抱えている方に適切な相談機関につなげる。	子育て支援課			●				●
5	認可外保育施設支援事業	家庭での保育が困難な場合、その家族に対し、適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。				●				●
6	病児・病後児保育事業	急な疾病等があった場合、家庭での保育が困難な場合、その家族に対し、適切なサービスの利用ができるよう支援を行う。その中で対象者が抱える問題に気づき適切な相談機関につなげる					●			●
7	個人市民税賦課事務	失業・廃業等で生活が激変した場合に対象となる、市税等における減免制度の周知を行う。申請があったものについては、基準に基づき減免を行う。ただし、税の減免は根本的な問題の解決とはならないため、減免申請の中で聞き取った内容に応じ、生活困窮自立支援窓口等、他の支援窓口を紹介する。	税務課			●				●
8	生活支援体制整備事業	①地域のひろばが、住民同士の支えあい・助け合いの場となるよう運営者に対し支援を行う。高齢者見守り支援事業を活用し通いの場の参加者の見守りを行う。 ②高齢者の生きがいや役割のある地域づくり ③生活課題を地域で解決できる体制を構築し、高齢者の閉じこもりを予防する。	長寿・障害福祉課	●		●	●			●
9	学生就職支援プロジェクト推進事業	学生を対象とした市内企業の説明会や見学会の開催等の就職支援を行う。	商工振興課			●				●
10	国分中央高校生徒・教職員健康診査事業	心身ともに健康管理を行うことができる。	国分中央高校			●				●
11	心の健康相談事業	市民が相談しやすい窓口として「心の相談」を周知し、適切な支援につなげる。	すこやか保健センター	●	●	●				●